

平成十七年政令第十一号

内閣は、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三十四条第一項の規定に基づき、船舶登記規則（明治三十二年勅令第二百七十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 登記所（第四条・第五条）
- 第三章 登記記録（第六条—第十条）
- 第四章 船舶の登記手続
- 第一節 総則（第十一条—第十三条）
- 第二節 所有権に関する登記（第十四条—第十七条）
- 第三節 船舶管理人に関する登記（第十八条—第二十二条）
- 第四節 表題部の変更の登記等（第二十三条—第二十四条）
- 第五章 製造中の船舶の登記手続（第二十五条—第三十二条）
- 第六章 雜則（第三十三条—第三十七条）
- 附則 第一章 総則（趣旨）
- 第一条 この政令は、船舶及び製造中の船舶の登記に關し必要な事項を定めるものとする。
- 第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 船舶 総トン数二十トン以上の船舶（端舟その他のろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。）であつて、航海の用に供するものをいう。
- 二 船舶の表示 船舶についての第十一条各号に掲げる登記事項をいう。
- 三 船舶管理人 船舶の共有者が商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百九十七条第一項（船舶法第三十五条第一項本文において準用する場合を含む。）の規定により選任した船舶管理人をいう。
- 四 製造中の船舶の表示 製造中の船舶についての第二十五条各号に掲げる登記事項をい
- 五 船籍港 船舶の所有者が船舶法（明治三十二年法律第四十九号）第六百九十七条第一項（船舶法第三十五条第一項本文において準用する場合を含む。）の規定により定めた船籍港をいう。
- 六 登記記録 船舶の表示若しくは製造中の船舶の表示についての登記、権利に関する登記についての登記所をい

又は船舶管理人の登記について、一隻の船舶又は製造中の船舶ごとに第七条の規定により作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして登記すべき事項をいう。以下同じ。）をいう。

第三章 登記記録

（登記）

第六条 登記は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行う。

（登記記録の作成）

第七条 船舶の登記記録は、表題部、権利部及び船舶管理人部に区分して作成する。

（登記記録の記録）

第八条から第十条まで 削除

第四章 船舶の登記手続

第一節 総則

（船舶の表題部の登記事項）

第十一條 船舶の表題部の登記事項は、次のとおりとする。

（船舶の登記手続）

（登記手続）

（登記手続）

（登記手続）

（登記手續）

代わって登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

登記の目的

所有権の登記以外の登記を申請するときは、登記原因及びその日付

又は登記がない船舶についての登記を申請する場合は、船

舶が二人以上の者の共有に属するときは、船

舶管理人の氏名又は名称及び住所

の処分の制限の登記を嘱託するときは、次に掲げる情報

イ 口から本までに規定する場合を除き、所有権の登記名義人となる者が日本人であることを証する情報

ロ 所有権の登記名義人となる者が会社であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報

（1）会社法人等番号を有する会社にあっては、当該会社の会社法人等番号

（2）（1）に規定する会社以外の会社については、当該会社の全ての代表者（第一号の代表者を除く。）その他の業務を執行する全ての役員の資格を証する情報

ハ 所有権の登記名義人となる者が会社であるときは、当該会社の全ての代表者及び業務を執行する役員の三分の二以上の者が日本であることを証する情報

ハ 所有権の登記名義人となる者が会社以外の法人であるときは（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報

（1）会社法人等番号を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

（2）（1）に規定する法人以外の法人については、当該法人の全ての代表者（第一号の代表者を除く。）の資格を証する

ホ 所有権の登記名義人となる者が会社以外の法人であるときは、当該法人の全ての代表者が日本人であることを証する情報

五 前各号に掲げるもののほか、別表一の登記付情報欄に掲げる情報

六 前項第一号及び第二号の規定は、船舶に関する國の機関の所管に属する権利について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が登記の嘱託をする場合には、適用しない。

七 第三十五条第一項において準用する不動産登記法第十八条第二号の規定により申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を含む。）を登記所に提出する方法により登記を申請するとときは、第一項第四号イから本まで（同号同様）

（1）及びニ（1）を除く。）に掲げる情報を記載した書面であつて、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（2）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（3）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（4）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（5）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（6）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（7）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（8）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（9）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（10）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（11）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（12）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（13）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（14）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（15）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（16）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（17）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（18）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（19）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（20）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（21）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（22）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（23）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（24）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（25）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（26）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（27）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（28）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（29）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（30）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（31）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（32）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（33）（1）に規定する登記の申請は、その指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならぬ。

（船舶管理人の氏名の変更の登記等）
第二十条 船舶管理人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記は、船舶管理人が申請しなければならない。
(船舶管理人の変更の登記)

第二十二条 登記官は、所有権の保存の登記以外の所有権の登記をした場合において、所有権の登記名義人が一人になったときは、職權で、船舶の共同所有者が共同してしなければならない。
(船舶管理人の登記の抹消)

第二十三条 登記官は、所有権の保存の登記以外の所有権の登記を抹消しなければならない。
(表題部の変更の登記等)

第二十四条 登記官は、所有権の保存の登記以外の所有権の登記を抹消しなければならない。
(船舶管理人の登記の抹消)

第二十五条 登記官は、船舶法第十四条の規定により抹消の登記をしたときは、登記所に登記の抹消を登記所に嘱託しなければならない。
(船舶の登記の抹消)

第二十六条 製造中の船舶についての抵当権に関する登記を申請する場合に登記所に提供しなければならない第三十五条第二項において準用する不動産登記法第十八条の申請情報の内容は、次に掲げる事項とする。
(申請情報)

第二十七条 製造中の船舶についての抵当権に関する登記の申請を登記所に申請するときは、同表の申請情報欄に掲げる事項
(添付情報)

第二十八条 製造中の船舶についての抵当権に関する登記の申請を登記所に申請する場合には、次に掲げる情報

三 前二号に掲げるもののほか、別表二の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の申請情報欄に掲げる事項

四 二 製造中の船舶の表示

三 前二号に掲げるもののほか、別表二の登記欄に掲げる登記を申請する場合には、次に掲げる情報

一 第十二条第一号から第六号までに掲げる事項

二 二 製造中の船舶の表示

三 前二号に掲げるもののほか、別表二の登記欄に掲げる登記を申請する場合には、次に掲げる情報

一 船舶の種類
二 船質
三 計画における船舶の長さ、幅及び深さ
四 計画における総トン数
五 計画において推進機関があるときは、その種類及び数
六 計画において推進器があるときは、その種類及び数
七 製造番号があるときは、その番号
八 製造地
九 造船事業者の氏名又は名称及び住所
（申請情報）
一 第二十一条 船舶管理人の変更の登記等）
第二十条 船舶管理人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記は、船舶管理人が申請しなければならない。
(船舶管理人の変更の登記)
第二十二条 登記官は、所有権の保存の登記以外の所有権の登記をした場合において、所有権の登記名義人が一人になったときは、職權で、船舶の共同所有者が共同してしなければならない。
(船舶管理人の登記の抹消)
第二十三条 登記官は、所有権の保存の登記以外の所有権の登記を抹消しなければならない。
(表題部の変更の登記等)
第二十四条 登記官は、所有権の保存の登記以外の所有権の登記を抹消しなければならない。
(船舶管理人の登記の抹消)
第二十五条 登記官は、船舶法第十四条の規定により抹消の登記をしたときは、登記所に登記の抹消を登記所に嘱託しなければならない。
(船舶の登記の抹消)
第二十六条 製造中の船舶についての抵当権に関する登記を申請する場合に登記所に提供しなければならない第三十五条第二項において準用する不動産登記法第十八条の申請情報の内容は、次に掲げる事項とする。
(申請情報)
第二十七条 製造中の船舶についての抵当権に関する登記の申請を登記所に申請するときは、同表の申請情報欄に掲げる事項
(添付情報)
第二十八条 製造中の船舶についての抵当権に関する登記の申請を登記所に申請する場合には、次に掲げる情報
三 前二号に掲げるもののほか、別表二の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の申請情報欄に掲げる事項
四 二 代理人に代わって登記を申請するときは、代位原因を証する情報
三 民法第四百一十三条规定の他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、代位原因を証する情報
四 前三号に掲げるもののほか、別表二の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の添付情報欄に掲げる情報

付 則 (平成二七年一月二六日政令第十三条第一項第一号及び第四号並びに第三項並びに第二十七条第一項第一号の規定、第三条の規定による改正後の農業用動産抵当登記令第十二条第一号の規定、第四条の規定による改正後の建設機械登記令第八条第一項第一号の規定並びに第五条の規定による改正後の企業担保登記登録令第八条第一項第一号の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附賈立所二十金二月二元日政令第
三九二號) 沙

(施行期日) 二〇二二年三月一日

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（昭和二十二年三月一日）以後、適用する。

(平成二十八年四月一日)から施行する
(経過措置の原則)

第二条 行政府の处分その他の行為又は不作為に

ついての不服申立てであつてこの政令の施行前
ござれど行政庁の過失その他の行為又はこの政

はされた行政の處分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政の不作為

に係るものについては、この附則に特別の定め

がある場合を除き、なお従前の例による。

九号）抄

(施行期日)（施行期日）

第一條 この政令は、整備法の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。

附 則
(平成三〇年一二月一九日政令第

(施丁期日) 三三九号抄

（旅行規則）
この政令は、商法及び國際海上物品運送法の

一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）

四月一日から施行する。

五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行す

る。

(船舶登記令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定に、改正後の船舶登録令（以下この条において「新船舶登記令」という）

。) 第二十四条の規定は、施行日以後にされる

登記簿の附屬書類の閲覧請求について適用し

については、なお従前の例による。

新船舶登記令第三十五条第一項において準用する登記官は第六十三条第三項及び第七十

する不動産登記法第六十三条第三項及び第七十

3 新船舶登記令第三十五条第一項において準用する不動産登記法第七十条第二項の規定は、施行日以後に申し立てられる公示催告の申立てに係る事件について適用する。

所有権に関する登記	六	
	抹消された登記の回復	
項目	記の登記事の登記する登記する情報	
六	登記上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者的承諾を証する	（1）被担保債権の弁済期を証する情報 （2）共同して登記の抹消の申請をするべき法人の解散の日を証する情報 （3）不動産登記法第七十条第二項に規定する方法により調査を行つてもなお（2）の法人の清算人の所在が判明しないことを証する情報 ト登記上の利害關係を有する第三者があるときは、当該第三者に対する抗辯者が、三者の承諾を証する 当該第三者が作成した情報又は当該第三者に対する裁判があつたことを証する情報

当該船舶についての第一条第一号から第五号までに掲げる事項を他の登記所の管轄区域内に製造地がある製造中の船舶に関するものの中の船舶に關するものがある場合にあつては、その表示を用する不動産登記法第八十八条第一項第一号から第四号までに掲げる登記事項ににおいて準用する。第三十五条第一項において准用する船舶の表示を含む。第三十一条第一項において准用する船舶の表示を含む。第三十一条第一項において准用する船舶の表示を含む。

定法ある担保記を(事(船舶製造中止)及び船に(事次登き申条登權て船と債後るたの八第てもつ中船抵
め務ある保所受(4項3)の造つの2)及び名あ(1項に記は請の記のの船し權、)も登條三はのいの又
る省と目にけ表中て船、つ掲に、す登及設根にての同をの記の百、にて船は
事項令きき録共る申順示のは船舶種て船げ係前る記び定抵つ他担一しにを十九民あし船舶製
ではが同登請位船、に造類は、船るるのとを同の当いの保のた限し六十法ったに造船記設

(2) 製造中の船舶の表示
及び船籍港
中の船舶にあつては、
製造中の船舶の表示

船舶の抵当権者は、船舶の代価及び当該弁済を受けた額に先順位で船舶の代価を受ける。船舶の代価は、船舶の製造中の船舶の弁済を受ける。船舶の代価は、船舶の製造中の船舶の弁済を受ける。

められた受益者であることを証する情報

口 信託法第八十一条第三項に規定する受益証券発行信託の信託財産に属する船舶について権利の変更の登記を申請する場合において、申請人が受益者であるときは、次に掲げる情報

(1) 当該受益者が受益証券が発行されている受益権の受益者であるときは、当該受益権に係る受益

証券

(2) 当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一百二十七条の二第一項に規定する振替受益権の受益者であるときは、当該受益者が同法第二百一十七条の二十七第三項の規定により交付を受けた書面又は同法第二百七十七条の規定により交付を受けた書面若しくは提供を受けた情報

(3) 当該受益者が信託法第八十五条第二項の定めのある受益権の受益者であるときは、同法第二百一十七条第一項の書面又は電磁的記録

(1) 信託の併合又は分割をしてても從前

百五十五条第一項第六号に規定する分割信託若しくは同号に規定する承継信託の同法第二条第九項に規定する信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、これを証する情報

(2) (1) に規定する場合以外の場合においては、受託者において信託法第五十二条第二項、第五十六条第二項又は第一百六十条第二項の規定による公告及び催告(同法第一百五十二条第三項、第一百五十六条第三項又は第一百六十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は同法第一百五十二条第三項第二号に規定する電子公告によつてした法人である受託者については、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該信託の併合若しくは分割をしても当該債権者

八十二	七十二	仮登記	六十二	三五十二
する所有権に關する仮登記	の規定に第一項以上百項に準用する不動産登記法第一項に第一項に第三十五条の第三十一条に承諾がある場合において、記義務者の登記に申請する。	する。この規定に第一項に第一項に第三十一条に承諾がある場合において、記義務者の登記に申請する。	の終了により他に第一項に第一項に第三十一条に承諾がある場合において、記義務者の登記に申請する。	信託法第三号に掲げる方法によってさされた信託による権利の変更の登記

登記上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者	イ 登記原因を証する情報 ロ 仮登記の登記義務者の承諾を証する 成した情報	第三十五条第一項において準用する不動産登記法第二百条第一項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したこと、を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した	正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報
信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報			

登記に基づく本	假登記の抹消(第三十一条第一項)	假処分に関する登記
に	に	に

二十三 に登記する権利者が登利権又は地方公共団体が登記する場合		一十三 の登記（保全登記と併用する登記）	
の登記（保全登記と併用する登記）		の登記（保全登記と併用する登記）	
の登記（保全登記と併用する登記）		の登記（保全登記と併用する登記）	
二十三 に登記する権利者が登利権又は地方公共団体が登記する場合	官署又は公署が関与する登記	別表一（第二十六条、第二十七条関係）	三十 五 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 事 項 に お い て 登 記 す る 登 記 原 因 を 証 す る 情 報 登 記 義 務 者 の 承 諾 を 証 す る 登 記 原 因 を 証 す る 情 報
二十三 に登記する権利者が登利権又は地方公共団体が登記する場合	官署又は公署が関与する登記	別表一（第二十六条、第二十七条関係）	三十 五 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 事 項 に お い て 登 記 す る 登 記 原 因 を 証 す る 情 報 登 記 義 務 者 の 承 諾 を 証 す る 登 記 原 因 を 証 す る 情 報

船舶に関するものがある場合にあっては当該船舶についての第一号から第五号までに掲げる事項を、他の登記所の管轄区域内に製造地がある場合は、製造中の船舶の表示を含む。第三十五回第二項において準用する。第八十八条第一項第一号から第四号までに掲げる登記事項ハ船舶又は製造中の船舶についての抵当権の設定をした後同一の債権との担保として他の製造中の船舶についての抵当権の設定の登記を申請するとき前記登記に係る次に掲げる事項（申請登記を受ける登記所に当該前の登記に係る廿同担保目録がある場合には法務省令で定める事項）

第十八条第一項
第一号から第八号までに掲げる登記事項
ハ船舶又は製造中の船舶についての抵当権の設定の登記をした後、同一の債権の担保として他の製造中の船舶についての抵当権の処分の登記を申請するときは、前項の登記に係る次に掲げる登記に係る事項（申請書類が同様である場合には、法務省令で定める事項）
(1) 船舶に登記に係る其の船舶の表示の船舶籍港
(2) 製造中の船舶にあつては、製造中の船舶の表示の船舶籍港
二根抵当権の処分の登記にあつては、第三十五条第二項において準用する不動産登記法第八条第二項に掲げる登記事項

の項の登記
を除く。)

により登記権利者が単独で申請するときは、人の死亡又は法人の解散を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報口 第三十五条第二項において準用する不動産登記法第七十条第三項の規定により登記権利者が単独で申請するときは、非訟事件手続法第六条第一項に規定する除権決定があることを証する情報ハ 第三十五条第二項において準用する不動産登記法第七十条第四項前段の規定により登記権利者が単独で抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報（1）債権証書並びに被担保債権及び最後の二年分の利息その他の定期金（債務不履行により生じた損害を含む。）の完全な弁済があつたことを証する情報（2）共同して登記の抹消の申請をするべき者の所在が知れないことを証する情報二 第三十五条第二項において準用する不動産登記法

第七十条第四項後段の規定により登記権利者が単独で抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報

(1) 被担保債権の弁済期を証する情報

(2) (1)の弁済期から二十年を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金錢が供託されたことを証する情報

(3) 共同して登記の抹消の申請をするべき者の所在が知れないことを証する情報

本 第三十五条第二項において準用する不動産登記法第七十条の二の規定により登記権利者が単独で抵当権に関する登記の抹消を申請するときは、次に掲げる情報

(1) 被担保債権の弁済期を証する情報

(2) 共同して登記の抹消の申請をするべき法人の解散の日を証する情報

(3) 不動産登記法第七十条第二項に規定する方法により調査を行つてもなお(2)の法人の清算人の所在

六十 信託の登記	信託に関する登記	五十 抹消された回復する登記の回復する登記の登記事項	ト登記上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の承諾を証する当該第三者者が作成した情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があつたことを証する情報
		抵当権に関する登記の回復する登記の登記事項	イ登記原因を証する情報
情報 口 イに規定する 信託以外の信託に	信託法第三条 第三号に掲げる方 法によつてされた 信託にあつては、 同法第四条第三項 第一号に規定する 公正証書等（公正 証書については、 その謄本）又は同 項第二号の書面若 しくは電磁的記録 及び同号の通知を したこととを証する 情報を	ロ登記上の利害 関係を有する第三 者があるときは、 当該第三者の承諾 を証する当該第三 者が作成した情報 又は当該第三者に 対抗することがで きる裁判があつた ことを証する情報	が判明しないこと を証する情報 へイからホまで に規定する申請以 外の場合につて は、登記原因を証 する情報

七十 信託財産に 造船中の船の 登記による移 転にかかる規 定(第三十五条 第二項)	二の七十 中属信託の登 記による登記 の變更にかかる 規定(第三十五 条第一項)
第三十五条第二項 において準用す る事由により受託 者の任務が終了し たことを証する市 町村長、登記官そ の他の公務員が職 務上作成した情報 及び新たに受託者 が選任されたこと を証する情報	第三十五条第一項 に規定する登記 の變更にかかる規 定(第三十五条第 二項)
第三十五条第一項 に規定する登記 の變更にかかる規 定(第三十五条第 二項)	第三十五条第一項 に規定する登記 の變更にかかる規 定(第三十五条第 二項)

船舶について抵当権の変更の登記を申請する場合において、申請人が受益者であるときは、次に掲げる情報（1）当該受益者が受益証券が発行されている受益権の受益者であるときは、当該受益権に係る受益証券（2）当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律第一百二十七条の二第一項に規定する振替受益権の受益者であるときは、当該受益者が同法第一百二十七条の二十七第三項の規定により交付を受けた書面又は同法第二百七十七条の規定により交付を受けた書面若しくは提供を受けた情報（3）当該受益者が信託法第八十一条第二項の定めのある受益権の受益者であるときは、同法第八十七条第一項の書面又は電磁的記録ハ 信託の併合又は分割による抵当権の変更の登記を申請するときは、次に掲げる情報（1）信託の併合又は分割をして從前の信託又は信託法第八十五条第一項第六号に規定する分割信託若

しくは同号に規定する承継信託の同法第二条第九項に規定する信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者を害するおそらかであるときは、受託者において信託合においては、受託者による公報及び法第百五十二条第二項、第一百五十六条第二項又は第一百六十一条第二項の規定による公報及び催告（同法第百五十二条第三項、第一百五六条第三項）を掲載する日刊新聞紙又は同法第百五十二条第三項第二号に規定する電子公告によつてして該法人である受託者にあつては、これらの方針による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対する弁済を若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したことと又は当該信託の併合若しくは分割

信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報	第三十五条第二項において準用する不動産登記法第一百一項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報
イ　　登記原因を証する情報 ロ　　仮登記の登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報	

